

令和2年度 東京支部事業計画の進捗状況について

1. 令和2年度 東京支部事業計画
2. 令和2年度 K P I 設定項目一覧表

1. 令和2年度 東京支部事業計画

基本方針

1. 基盤的保険者機能関係

- ① サービス水準の向上
- ② 業務処理体制の「山崩し方式」に向けた取組
- ③ 現金給付の適正化の推進
- ④ 効果的なレセプト点検の推進
- ⑤ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化
- ⑥ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進
- ⑦ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、
債権回収業務の推進
- ⑧ 限度額適用認定証の利用促進
- ⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底
- ⑩ オンライン資格確認の利用率向上
- ⑪ 的確な財政運営

- ③ 広報活動を通じた加入者等の理解促進
- ④ ジェネリック医薬品の使用促進
- ⑤ インセンティブ制度の周知・理解促進
- ⑦ パイロット事業の提案
- ⑧ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等
に向けた意見発信
 - i) 意見発信のための体制の確保
 - ii) 医療費データ等の分析
 - iii) 外部への意見発信や情報提供

2. 戦略的保険者機能関係

- ① ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・
医療データの提供
- ② データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画
(データヘルス計画)の着実な実施
 - i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上
 - ii) 特定保健指導の実施率の向上
 - iii) 重症化予防対策の推進
 - iv) コラボヘルスの推進

3. 組織運営体制関係

- ① OJTを中心とした人材育成
- ② 費用対効果を踏まえたコスト削減等
- ③ コンプライアンスの徹底
- ④ リスク管理

令和2年度 事業計画（東京支部）

分 野	具体的施策等
基本方針	I. 加入者の健康度の向上、医療費の抑制・適正化に資する施策の実施 ・加入者の健康度向上のため、保健事業を推進・実施するとともに、加入者・事業主への働きかけ（予防・診断・治療・予後）を強化する。 ・医療費の抑制・適正化を図るため、医療提供体制の在り方に係る意見発信、ジェネリック医薬品の使用促進に資する施策などを実施するとともに、医療関係団体への働きかけを強化する。 II. 効率的かつ無駄のない価値あるサービスの提供 ・基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の審査・支払事務の効率化を推進する。併せて、業務量、優先度に応じた柔軟な対応ができる業務処理体制を構築し、業務の生産性を向上させる。 III. 保険者機能発揮の基盤となる組織体制の強化 ・人材育成による組織基盤の底上げを行い、組織力の更なる強化を図る。
1. 基盤的保険者機能関係	①サービス水準の向上 ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ■KPI ①サービススタンダードの達成状況を100%とする。 ②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.5%以上とする。 ②業務処理体制の「山崩し方式」に向けた取組 ・解散健康保険組合等による業務量の増大を踏まえ、業務処理の更なる平準化・効率化、OJT・ジョブローテーションによる処理能力の向上に取り組み、まずはグループ内の「山崩し方式」処理体制を目指す。 ③現金給付の適正化の推進 ・不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を実施する。また、本部が提供する不正の疑いのある支給済みデータを活用するなど、重点的な審査を行う。 ・傷病手当金と老齢退職年金・障害厚生年金・労災休業補償との併給調整について、併給調整にかかる事務処理の手順書に基づき確実に実施する。

④効果的なレセプト点検の推進

- ・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。具体的には、毎月のスケジュールに沿った計画的な点検と自動点検システムを有効に活用した点検を行うとともに、テンプレートの充実など、点検範囲の拡大に努める。

■KPI

- ・社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。

⑤柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、必要に応じて施術者に照会する。
- ・「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。
- ・柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。
- ・柔道整復審査委員会を活用して疑いのある施術者へ照会する。
- ・柔道整復審査委員会に設置されている面接確認委員会を活用して、多部位頻回受診や部位ころがし等作為的な請求について適正化を推進する。
- ・不正を強く疑われる案件を地方厚生局へ情報提供する。

■KPI

- ・柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。

⑥あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

⑦返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・本部より提供される保険証未添付事業所データのうち、被保険者数が30名以上の事業所に対し、無資格受診に伴う返納金債権及び保険証回収のお願いを記載した通知文書を送付する。

	・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ■KPI ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする。 ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。 ③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。 ⑧限度額適用認定証の利用促進 ・事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施する。 ・都内の医科の全医療機関に依頼のうえ、窓口申請書の配置し利用促進を図る。 ■KPI ・高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85.0%以上とする。 ⑨被扶養者資格の再確認の徹底 ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 ■KPI ・被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする。 ⑩オンライン資格確認の利用率向上 ・現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、定期的に利用状況を確認し、その利用率の向上を図る。 ■KPI ・現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を50.0%以上とする。 ⑪的確な財政運営 ・中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。 ・具体的には、昨年度に引き続き、令和元年度決算及び事業報告並びに財政見通し等を記載した東京支部通信（仮称）を事業主及び地方自治体に発刊することにより、保険財政等に関する理解度の促進を図る
2. 戦略的保険者機能関係	【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第3期アクションプランの目標と同一

	I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化
	①ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 (事業所単位での健康・医療データの提供) ・事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所と東京支部が健康課題を共有・連携し、従業員の健康増進に繋げられることを目的に作成した可視化ツール「健康企業レポート」を従業員の健診受診者数が 30 名以上の事業所に提供する。
	②データ分析に基づいた第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 ・外部有識者の専門的見地からの意見・助言に基づき、6 か年計画である第 2 期保健事業実施計画の前半の取組を評価（中間評価）し、PDCA サイクルを回しながら適切に実施する。 【上位目標】 ・40 歳以上の加入者について、性年齢層別の「心不全（虚血性心疾患）」「脳卒中（脳梗塞、脳出血、一過性脳虚血発作）」「腎不全（腎症 4 期以降）」の新規発症者の割合が事業開始時点を下回ること。
	i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ・被保険者の受診率向上に向け、外部委託等を活用し、事業所規模、新規加入既存加入等の対象者に合わせた効果的、効率的な受診勧奨を実施する。 ・事業者健診データの取得促進に向けて、協会管掌の健診を未受診の事業所に対し、事業所規模、業態別に効率的なデータ取得勧奨を実施する。 ・被扶養者の受診率向上に向け、集団健診を拡大実施するとともに、他県在住者に対するアプローチを推進する。 ・それぞれの事業実施に当たっては、広報物の訴求力を高め一層の効果が得られるように工夫する。 【健診数値目標】 ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：2,117,732 人） ・生活習慣病予防健診：受診率 49.0%

	(受診見込者数：1,037,689人) ・事業者健診データ：取得率3.6%（取得見込者数：76,238人） ○被扶養者（受診対象者数：499,635人） ・特定健康診査：受診率23.8%（受診見込者数：118,913人） ■KPI ①生活習慣病予防健診受診率を49.0%以上とする。 ②事業者健診データ取得率を3.6%以上とする。 ③被扶養者の特定健診受診率を23.8%以上とする。
	ii) 特定保健指導の実施率の向上 <被保険者の特定保健指導実施率向上に向けた施策> ・外部委託を活用した事業所への電話勧奨を実施し、協会保健師等による実施者の拡大を図る。 ・健診機関による健診受診当日の実施（一括・分割）の推進および進捗管理の徹底。 ・外部専門機関を活用し、ICTの活用や実施方法の工夫を図り、実施者数の拡大を図る。 ・健診結果への案内冊子同封等により周知拡大を図り、実施率向上につなげる。 <被扶養者の特定保健指導実施率向上に向けた施策> ・集団健診の機会を活用した特定保健指導を推進し、実施者数の拡大を図る。 【特定保健指導数値目標】 ○被保険者（特定保健指導対象者数：223,899人） ・特定保健指導：実施率15.0%（実施見込者数：33,585人） （内訳）協会保健師実施分：2.7%（実施見込者数：6,100人） - アウトソーシング分（健診機関）：4.5%（実施見込者数：10,000人） - アウトソーシング分（初回からの委託）：7.8%（実施見込者数：17,485人） ○被扶養者（特定保健指導対象者数：10,108人） ・特定保健指導：実施率5.8%（実施見込者数：586人） ■KPI ・特定保健指導の実施率を14.6%以上とする。

iii) 重症化予防対策の推進

- ・健診受診後の未治療者に対する医療機関受診勧奨を実施する。
- ・CKD（慢性腎臓病）未治療者に対する医療機関受診勧奨を実施する。
- ・糖尿病性腎症重症化予防としてかかりつけ医と連携した保健指導を実施する。
- ・過去実施データの追跡による効果的な実施方法を検討する。

【受診勧奨後3か月以内に医療機関を実施した者の割合】

12.9%以上

【未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定者数】

11,352人

■KPI

- ・受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする。

iv) コラボヘルスの推進

- ・事業所と東京支部とが協力・連携のもと、継続性のある健康づくりの啓発などフォローアップを行い、従業員の健康づくりの推進をしていく。
- ・健康宣言事業所数および健康優良企業の事業所数（金・銀の認定）の拡大を図り、健康経営の更なる普及推進を図る。（令和2年度末までに宣言事業所数1,200件を目標とする。）

<健康経営推進に向けた施策>

- ・健康企業宣言事業所数の新規拡大および宣言事業所・認定事業所の個々の健康課題に応じたフォローアップを拡充していくことで、健康経営のさらなる普及・推進を図っていく。
- ・事業所の健康課題を「健康企業レポート」を通して共有化を図り、連携を取りながらコラボヘルスを促進していく。

③広報活動を通じた加入者等の理解促進

- ・健診の受診率向上に寄与するため、紙媒体のほかラジオや動画で引き続き受診啓発を行う。
- ・特定保健指導のツールとして料理動画を制作し、YouTube配信やホームページでの掲出を実施する。
- ・東京支部をより身近に感じていただくため、昨年度に引き続き、平成31年度決算及び事業報告並びに令和元年度事業方針等を記載した東京支部通信（仮称）を事業主及び地方自治体に発刊する。
- ・保険者協議会ホームページを介した情報発信を強化する等、広報ツール（情報発信力）の拡充を図る。

- ・支部ホームページや健康サポートサイトの認知度を向上させるため、毎年全事業所へ発送する「健診受診の手引き」にホームページのご案内を掲載する等、事業部署と連携した取組みを強化する。
- ・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を実施する。また、定期的な情報提供について検討するとともに、健康保険委員委嘱拡大に向けた勧奨を実施する。

■KPI

- ①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。
- ②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 30.0%以上とする

④ジェネリック医薬品の使用促進

- ・「ジェネリックカルテ」などを活用し、東京都内のジェネリック医薬品使用促進の阻害要因を明確にし、阻害要因の改善に資する効率・効果的な施策を検討・実施する。
- ・患者側だけではなく、医療供給側への働き掛けを強化するため、保険薬局・医療機関に対し、「保険薬局・医療機関向け見える化ツール」を活用し働きかけを行う。また、東京都が実施する「後発医薬品に関する実態調査」から、ジェネリック医薬品使用促進の阻害要因を把握するとともに、今後の施策に反映させる。
- ・東京支部加入者のレセプトデータをもとに「ジェネリック（後発）医薬品実績リスト」を作成し、保険薬局・医療機関がジェネリック医薬品を選定するうえでの参考となるよう、ホームページに掲載するなど情報提供を行う。
- ・医療供給側への効果的なアプローチ、関係機関も含めた「All Tokyo」でのジェネリック医薬品使用促進の取り組みを推進していくため、「保険者協議会」及び「後発医薬品安心使用促進協議会」などにおいて、関係機関等への働きかけ・意見発信を行う。

■KPI

- ・協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を 79.3%以上とする。

⑤インセンティブ制度の周知・理解促進

- ・納入告知書や東京支部通信（仮称）等の広報媒体を通じ、令和元年度におけるインセンティブ評価指標の現状と課題やその課題を踏まえた協会の取組みを明確に情報発信し、同制度の理解を基盤とした加入者の参画を促進する。

⑥パイロット事業の提案

- ・支部の課題を踏まえ、独自性を活かしたパイロット事業の提案をする。

⑦地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信

	i) 意見発信のための体制の確保 ・ 地域の実情に応じた医療提供体制等に係る意見発信を行うために必要な体制を確保するため、東京都等にリーダーシップ発揮を要請する。 ii) 医療費データ等の分析 ・ 地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。 iii) 外部への意見発信や情報提供 ・ 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ・ 他の被用者保険者として連携して、保険者協議会を通じた意見発信を強化する。 ・ 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の増加要因等について各種広報媒体を通じ、加入者や事業主へ情報提供を行う。 ■KPI ①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 100%以上とする。 ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。
3. 組織運営体制関係	①OJTを中心とした人材育成 ・ 東京支部が目指す理想の職員像「保険と保健のプロフッショナルたる職員」になるため、業務の「山崩し方式」の習熟度向上を目指し、健康企業レポートを活用した事業所訪問などの業務を通じた職場における人材育成（OJT）、集合研修・自己啓発（Off-JT）によって、自ら意識・行動を変え、役職ごとに必要とされる知識・スキル等の習得を図っていく。 ②費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。公告期間や履行期間に十分な期間を設けることとし、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得して入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施する。 ・ 適正な履行期間が確保されるよう業者への発注時期や納期の設定に配慮し、また、見積書等の契約に関する書類を求める場合には余裕のある提出期限を設けるようにし、業者への負担を少なくすることで、調達コストの削減を図る。 ■KPI ・ 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。

	・ 前年度において 20%以下となった場合は前年度以下とする。
	③コンプライアンスの徹底 ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。
	④リスク管理 ・ 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。 ・ 特に、情報セキュリティ対策については、支部職員の危機管理能力の向上のため本部より示されている教育実施計画に基づき研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。

2. 令和2年度 KPI設定項目一覧表

令和2年度 KPI設定項目一覧表（1. 基盤的保険者機能関係）

	事業計画		KPI設定項目	令和2年度			(参考) 令和元年度	
				KPI	実績		KPI	実績
1. 基盤的保険者機能関係	①	サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況	100 %	94.42 %	10月末時点	100 %	99.46 %
			②現金給付等の申請に係る郵送化率	95.5 %以上	98.2 %	10月末時点	94.1 %以上	95.2 %
	④	効果的なレセプト点検の推進	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上	0.331 %以上	0.248 %	9月末時点	0.345 %以上	0.331 %
	⑤	柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下	1.31 %以下	1.15 %	10月末時点	1.62 %以下	1.31 %
	⑦	返納金発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率	95.0 %以上	92.7 %	11月末時点	94.0 %以上	89.87 %
			②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）回収率を対前年度以上	39.93 %以上	28.45 %	10月末時点	41.74 %以上	39.93 %
			③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下	0.141 %以下	0.189 %	8月末時点	0.120 %以下	0.141 %
	⑧	限度額適用認定証の利用促進	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合	85.0 %以上	68.9 %	9月末時点	84.0 %以上	75.9 %
	⑨	被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率	92.0 %以上	44.4 %	11月末時点	89.0 %以上	89.7 %
	⑩	オンライン資格確認の利用率向上	現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率	50.0 %以上	16.5 %	9月末時点	43.3 %以上	18.0 %

令和2年度 KPI設定項目一覧表（2. 戦略的保険者機能関係）

	事業計画		KPI設定項目	令和2年度			（参考）令和元年度	
				KPI	実績		KPI	実績
2. 戦略的保険者機能関係	②Ⅰ	特定健診受診率 事業者健診データ取得率の 向上（対象年齢40歳～74歳）	①生活習慣病予防健診受診率	49.0 %以上	11.3 %	9月末 時点	47.7 %以上	39.2 %
			②事業者健診データ取得率	3.6 %以上	0.6 %	10月末 時点	3.6 %以上	2.8 %
			③被扶養者の特定健診受診率	23.8 %以上	5.0 %	8月末 時点	21.5 %以上	24.9 %
	②Ⅱ	特定保健指導の実施率の向上	特定保健指導の実施率	14.6 %以上	3.7 %	9月末 時点	14.6 %以上	9.0 %
	②Ⅲ	重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合	12.9 %以上	— %	6月 送付 再開	12.0 %以上	9.4 %
	③	広報活動を通じた加入者等の 理解促進	①広報活動における加入者理解率の平均を 対前年度以上	45.2 %以上	— %	下半期 に実施	31.2 %	45.2 %
			②全被保険者数に占める健康保険委員が 委嘱されている事業所の被保険者数の割合	30.0 %以上	27.2 %	9月末 時点	30.0 %以上	25.2 %
	④	ジェネリック医薬品の 使用促進	協会けんぽ東京支部のジェネリック医薬品使用割合	79.3 %以上	77.4 %	7月 診療分	77.6 %以上	77.6 %
	⑦	地域の医療提供体制への働き かけや医療保険制度改正等 に向けた意見発信	①他の被用者保険者との連携を含めた、 地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率	100 %	92.3 %	9月末 時点	100 %	92.3 %
			②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」 データベース」などを活用した効果的な意見発信	実施	—	11月末 時点	実施	実施

令和2年度 KPI設定項目一覧表（3. 組織体制関係）

3. 組織体制関係	事業計画		KPI設定項目	令和2年度			(参考) 令和元年度	
				KPI	実績		KPI	実績
	②	費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合	16.3 %以下	13.3 %	11月末時点	19.4 %以下	16.3 %